

千倉町告示第十六号

本町の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和二十二年法律代六十七号）第二百六十条第二項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成十八年三月十一日から効力を生ずる。

平成十八年三月十日

千倉町長 木下 敬二

変 更 調 書

新		旧		地 番	
大 字	字	大 字	字		
川 合	岩井口	白 子	鮫 田	355の内 356の内 357~359 360の内 385の内 386~389 390の内~392の内	
白 子	老丁目	峯	北 峯	177の内 178 181の2の内 182の2の内 184の2の内 186の内 187	
			三反目	188の内	
	鮫 田		188の内 194の1 194の2の内 196の内		
		川 合	岩井口	763の1の内	
		白 子	野 中	289の4 289の5 290の4の内	
			老丁目	564の1の内 565の1の内 566の1の内 571の内 572の内 574の内 575の内	
	野 中		川 合	岩井口	763の1の内
			白 子	鮫 田	340の内 341の内 344の内 345の内 346の内 350の内 351の内 354の内~356の内

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成17年 7月27日現在の登記事項証明書によるものである。